

横浜市立保育所の民間移管 Q & A 令和3年12月現在

<民間移管全般について>

Q なぜ市立保育所を民間に移管するのですか。

横浜市では、民間保育所のもつ柔軟性や効率性を活かして、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応すること、民間の力の活用による保育環境の改善、地域子育て支援の充実に向けた取組を推進することの2点を主な目的として、市立保育所の民間移管を進めています。

Q 市立保育所のままでは、多様な保育ニーズに対応することはできないのですか。

市立保育所が保育内容を変更する場合、原則として全園で一斉に対応することが求められます。

市立保育所全園で実施するには、意思決定に時間がかかり、コストも大きく膨らみます。

そのため、より迅速かつ柔軟に対応できる民間法人に運営をお願いすることを民間移管の目的の一つとしています。

Q どの園が移管されるのですか

平成26年9月に「市立保育所のあり方」に関する基本方針を示し、現在運営している市立保育所のうち、54園を「ネットワーク事務局園」として指定し、それ以外の市立保育所については、今後、民間移管等の対象として検討することとしました。

そのため、平成27年2月に民間移管事業検証の結果を踏まえた今後の事業計画を策定し、平成30年度以降については、原則年4園ずつ移管することとしました。

<移管等対象園の今後の事業計画> (園名は行政区順) (丸数字は移管年度)

移管等対象園
④三春台(南)、④野庭(港南)、④白根(旭)、④竹山(緑)
⑤向台(保土ヶ谷)、⑤舞岡(戸塚)、⑤上郷(栄)
⑥上大岡東(港南)、⑥釜利谷(金沢)、菊名(港北)※、公田(栄)※

※菊名(港北)、公田(栄)についてはこれまでの手法による民間移管が困難であることから、当面令和8年度までは市立保育所として運営することとします。その間に様々な方向性について検討を行っていきます。

<法人募集・法人選考について>

Q どのような法人に移管されるのですか。

社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、学校法人のいずれかであって、認可保育所等の運営実績が1年以上ある法人(市内、市外は不問)に移管されます。

※認可保育所等：幼保連携型認定こども園を含みます。

Q どのようにして移管先法人を決めるのですか。

法人の選考は、客観性と専門性を確保する観点から学識経験者、福祉関係者等からなる法人選考委員会が行います。選考にあたっては、「保育所保育指針」、横浜の子どもたちの育ちを支えるために横浜市職員の保育士たちが作った「よこはまの保育」、児童福祉施設が受けることになっている「福祉サービス第三者評価」、乳幼児期の子どもたちとの関りの基本である「よこはま☆保育・教育宣言」の4つの大きな柱を参考に、法人選考基準を作成しています。この基準は、法人選考委員会の中で前年度の選考における課題を抽出し、毎年見直しを行います。

また、法人選考委員が移管予定園を訪問し、保護者や職員と直接、意見交換をするなど、法人選考委員が園の理解を深めたうえで、選考を行うようにしています。

Q 法人を選定できない園が生じた場合はどうなりますか。

法人募集しても応募が無い園、又は選考基準を満たす移管先法人が選定できない園が生じた場合、その園は移管を延期し、再募集を行うこととなります。なお、移管先法人が決定するまでは市立保育所として引き続き運営いたします。

Q 法人の経営悪化や倒産などで閉園となるようなことはありませんか。

法人選考にあたっては、公認会計士の委員が応募法人の財務審査を行っています。

1次選考においては、法人から提出された過去5か年分の財務諸表を基に、法人の経営成績と財政状態に不安要素がないか審査しています。また、2次選考においては、新たに事業計画書の提出を求め、法人の財務状況・事業計画に不安要素がないかを審査するなど、専門的な視点から審査を実施しています。

<移管後の運営・職員について>

Q 移管されると何が変わるのですか。

保育園の運営主体が横浜市から移管先の民間法人に変わり、職員が入れ替わります。(ただし、非常勤職員の中には、移管先法人に雇用され、当該園で継続して勤務する方もいます。)

移管に伴い実施されることは、次のとおりです。

- ・開所時間の延長 平日 7:00~20:00、土曜 7:00~18:30
- ・一時保育の実施

※移管前から実施している園もあります。

※この他、新規行事の実施や、園舎の建替え・修繕を行った園もあります。

Q 先生が一度に入れ替わることで、園児に大きな影響は出ませんか。

環境の変化に伴う子どもへの影響を極力減らし、移管後も安定した園生活を継続できるよう、移管前年度の1年間をかけて、引継ぎ・共同保育を行っています。引継ぎ・共同保育では、個々の特性を踏まえた関わりや市立保育所の保育内容等を引継ぐとともに、子ども、保護者と法人職員の信頼関係を築き、子どもや保護者に少しでも安心していただけるよう努めています。

具体的には、移管前年の4月～12月までは、週1～2回、施設長予定者・主任保育士予定者が園を訪問し、子どもたちの様子や行事を含めた保育内容、設備面や近隣の状況等を含む園の全体像を把握します。1月から3月にかけては、施設長予定者・主任保育士予定者に加え、全クラスに法人の保育士が入り、市立の保育士と共同で保育を行うとともに、子どもや保護者との信頼関係を築きます。その他、調理員の引継ぎなども行います。

Q 経験の浅い職員ばかりになりませんか。

保育の質は職員の経験年数だけで計られるわけではありませんが、経験年数は重要な要素の一つと考えています。

そこで、移管条件として、一定の経験を持つ保育士の確保を求め、経験の浅い職員ばかりにならないよう配慮しています。

※参考：令和5年度移管条件

ア 経験年数10年以上又は法人園での経験が7年以上の保育士を2人以上

イ 経験5年以上の保育士を3分の1以上（本市基準に基づく保育士数から、経験10年以上の2人を除いた数を母数とする。小数点以下切り上げ）

Q 移管後、これまでの保育内容が変わることはありませんか。

移管後の環境の変化により子どもに負担を与えないように、移管後も現在の保育内容を継承することを基本としています。

移管前には、引継ぎ・共同保育（1年間）を行い、移管前の保育内容を引き継ぎます。また、移管にあたっては移管条件として、一定数の経験者を確保すること、障害児保育・年間行事等を引き継ぐこと、（保護者・移管先法人・横浜市からなる）三者協議会を設置して、運営にあたって必要なことについて話し合うこと等を求めています。

三者協議会は移管後も一定期間設置することとしており、移管後の保育内容等について保護者の意見を伺う仕組みになっています。

Q 保育の質が下がりにませんか。

移管後も保育園が安定的に運営されるためには、実績のある優良な法人を確保することが必要です。このため、広く全国から法人を募集するとともに、学識経験者や福祉関係者等からなる法人選考委員会が、法人の運営する保育所の実地調査等を通じて保育内容等を確認し、法人を選考します。

また、移管先法人には一定の保育経験を有する保育士の確保や、移管後の園運営を外部の目でチェックする「福祉サービス第三者評価」の受審を3年以内に実施するよう求める等、移管後の保育について質の確保・向上を図っていきます。

Q 行事が増えて園児や保護者の負担になったりしませんか。

移管条件の一つとして「年間行事の継承」を求めており、原則として現在の行事は引き継がれます。

また、それ以上に行事を増やす（減らす）こと等については、三者協議会等で保護者の意見を十分にお聞きしながら決定していきます。

Q 金銭的な負担が増えませんか。

移管後も、利用料（保育料）の算定方法はこれまで通りです。3歳クラス以上の給食提供や延長保育については、利用に応じた費用負担がありますが、金額は三者協議会で保護者の了解を得て決定します。

その他の費用負担については、移管条件において、「本市が予め認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと」としており、新たな費用負担を求める場合は、三者協議会等を通じて、保護者の了承を得ることを条件としています。

<移管後の対応について>

Q 移管後の横浜市の関わりはどのようになりますか。

移管後は、一定期間、移管前の市立保育所園長、正規保育士、こども青年局の市立保育所園長経験者等による園の訪問や三者協議会を開催するなど、引き続き移管園を支援してまいります。

また、移管後は他の私立保育所と同様に認可保育所として、法令に基づく指導監査を行います。